【技能講習】
車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転
（１４時間コース）のご案内

北海道労働局長登録教習機関（北労安教第12号）
（登録有効期間満了日：令和11年3月30日）
一般社団法人　北海道林業機械化協会
札幌市中央区北４条西５丁目１林業会館４Ｆ
（TEL011-251-0708, FAX011-251-0710）

労働安全衛生法では、**機体重量３トン以上の車両系建設機械**（バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザ等）による作業は、法令に定められた**技能講習を修了した人**でなければ従事することはできません。

当協会は、北海道労働局長から登録教習機関の認可を受けて、本講習を実施しています。
受講者が「３８時間コース」と合わせて１０名程度いましたら**『出張講習』**を行います。
ご一報をお待ちしています。

１ 受講資格

次のいずれかの受講資格を有する人に対し、「**講習科目の一部免除**」により実施します。

（１）大型特殊自動車免許又は大型特殊自動車第二種免許、又は不整地運搬車運転技能講習修了者
（２）自動車免許(大型･中型･準中型･普通)、又は自動車第二種免許(大型･中型･準中型･普通)を有し、かつ、小型車両系建設機械の特別教育（機体重量３トン未満）修了後その実務経験が３ケ月以上ある者（事業者等の「３ヶ月以上」の運転経験の証明が必要です。）

２ 講習カリキュラム

区　分	講　　習　　内　　容	講習時間
学　科	・車両系建設機械の作業に関する装置の構造、取扱い及び作業の方法に関する知識 ・車両系建設機械の運転に必要な一般的事項に関する知識 ・関係法令	５時間 ３　〃 １　〃
	小　　計	**９時間**
実　技	・車両系建設機械による作業のための装置の操作	５時間
	小　　計	**５時間**
計		**１４時間**

３ 講習日程

- **第１日目　　学科：７～９時間**
- **第２日目　　学科：０～２時間**

※学科講習修了後、学科試験を行います。

- **〃　　実技：　５　時間**

※実技講習修了後、実技試験を行います。

４ 受講申込みの手続き

受講申込書（別紙）に必要事項を記入し、次の書類等を添えて当協会に送付してください。

（１）「受講資格①」の人は、「自動車免許証」又は「不整地運搬車運転技能講習修了証」の写し
　　「受講資格①」の人は、「自動車免許証」及び「特別教育修了証(所持者)」の写し
（２）写　　真 ： 顔写真（縦 3.0 ㎝×横 2.5 ㎝）１枚（裏面に氏名を記入）
（３）受 講 料 ： ４２，０００ 円（税込・教本代込）

５ 受講時に持参するもの

（１）学科講習には、筆記用具（鉛筆・蛍光ペン等）を持参してください。
（２）実技講習には、ヘルメット、長靴、雨具(防寒具)等を持参してください

６ 修了証の交付

技能講習の修了試験に合格した人に、後日、当協会が**「修了証」**を交付します。